「名義貸し」に関する法令について

(道路運送法)

(名義の利用、事業の貸渡し等)

- 第33条 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。
 - 2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
- 第96条 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役若しくは3百万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 第4条第1項の規定に違反して一般旅客自動車運送事業を経営 した者
 - 二 <u>第33条</u>(第43条第5項及び第72条において準用する場合を含む。) <u>の規定に違反した者</u>
 - 三 第47条第1項の規定に違反して自動車道事業を経営した者